

○広島市留学生会館条例

平成 12 年 9 月 28 日
条例第 63 号

(目的及び設置)

第 1 条 留学生の生活を支援するとともに、留学生相互の交流、留学生と市民との交流等多様な国際交流及び国際協力を推進するため、広島市留学生会館（以下「留学生会館」という。）を設置する。

(位置)

第 2 条 留学生会館は、広島市南区西荒神町 1 番に置く。

(事業)

第 3 条 留学生会館は、第 1 条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 留学生の生活の支援
- (2) 留学生相互の交流、留学生と市民との交流等多様な国際交流及び国際協力の推進
- (3) その他市長が必要と認める事業

(施設)

第 4 条 留学生会館に、次の施設を置く。

- (1) 居住施設
- (2) 交流施設

(居住施設の利用者の範囲)

第 5 条 居住施設を使用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）別表第 1 の 4 の表に規定する留学の在留資格を有する者であつて、本市の区域内に存する学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する大学又は専修学校に通学するもの
- (2) 前号に掲げる者の配偶者又は子であつて、出入国管理及び難民認定法別表第 1 の 4 の表に規定する家族滞在の在留資格を有するもののうち、同号に掲げる者と共に居室を使用する者
- (3) その他市長が適当と認める者

(使用の許可)

第 6 条 施設及び附属設備（市長の定める施設及び附属設備に限る。）を使用しようとする者（市長の定める施設にあつては、専用して使用しようとする者に限る。）は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、管理運営上必要があると認めるときは、その使用について条件を付することができる。

3 市長は、交流施設及びその附属設備を第 1 条の目的以外の目的に使用する場合であつても、使用の用途が適当であると認めるときは、第 1 項の許可をすることができる。

(使用の制限)

第 7 条 次の各号のいずれかに該当するときは、施設及び附属設備の使用の許可をしない。

- (1) 秩序又は風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 会合の性質が騒じょうを起こすおそれがあるとき。
- (4) その他管理運営上支障があるとき。

2 次の各号に掲げる施設及び附属設備は、引き続き当該各号に掲げる期間を超えてはその使用を許可しない。ただし、市長において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 居住施設及びその附属設備 市長の定める期間
- (2) 交流施設及びその附属設備 3 日

3 居住施設は、居室について前条第 1 項の許可を受けた者以外の者は、使用することができない。

(入館の制限)

第8条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 伝染性の病気にかかっていると認められる者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる物品又は動物の類を携帯する者
- (3) 秩序又は風俗を乱すおそれがあると認められる者
- (4) その他管理運営上支障があると認められる者

(使用料)

第9条 施設及び附属設備を使用しようとする者（交流施設（駐車場を除く。）及びその附属設備にあっては、第1条の目的に使用しようとする者を除く。）は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料の納付時期は、次の各号に掲げる使用料の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、市長において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 居住施設の使用料 市長の定める日まで
- (2) 居住施設の附属設備の使用料 使用の際
- (3) 交流施設（駐車場を除く。）及びその附属設備の使用料 使用の許可の際
- (4) 駐車場の使用料 出場の際

(使用料の減免)

第10条 市長は、公共又は公益の目的のために使用するとき、その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の不返還)

第11条 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(目的外使用等の禁止)

第12条 第6条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、施設及び附属設備を許可を受けた目的以外に使用し、転貸し、又はその使用权を譲渡してはならない。

(特別設備の設置の許可)

第13条 施設を使用する場合において、特別の設備を設けようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の許可をする場合においては、第6条第2項の規定を準用する。

(使用許可の取消し等)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第6条第1項若しくは前条第1項の許可を取り消し、又は使用者に対し、使用の制限、使用の停止若しくは退去を命ずることができる。

- (1) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則若しくは命令に違反したとき。
- (2) 使用者が使用条件に違反したとき。
- (3) 第7条第1項各号に規定する事態が発生したとき。

(原状回復義務)

第15条 使用者は、施設及び附属設備の使用を終了したとき、又はその使用許可を取り消されたときは、直ちにこれを原状に回復して返還しなければならない。

(損害賠償義務)

第16条 施設又は設備を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(市の損害賠償責任)

第17条 本市は、第14条の規定による処分により使用者が損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。

(指定管理者による管理)

第 18 条 留学生会館の管理は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により留学生会館の管理を指定管理者に行わせる場合における、交流施設の使用に係る第 6 条、第 7 条及び第 14 条の規定の適用については、第 6 条第 1 項中「市長の許可」とあるのは「第 18 条第 1 項の指定管理者の許可」と、同条第 2 項及び第 3 項、第 7 条第 2 項各号列記以外の部分並びに第 14 条中「市長」とあるのは「第 18 条第 1 項の指定管理者」とする。

3 第 1 項の規定により留学生会館の管理を指定管理者に行わせる場合における第 13 条の規定の適用については、同条中「市長」とあるのは、「第 18 条第 1 項の指定管理者」とする。

(平 17 条例 100・全改)

(指定管理者の指定の手續)

第 19 条 指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 指定管理者の指定は、次に掲げる基準に適合するもの以外のものに対し行ってはならない。

(1) 留学生及び市民の平等な留学生会館の使用が確保されること。

(2) 事業計画書の内容が、留学生会館の設置の目的を効果的に達成し、かつ、その管理に要する経費を縮減できるものであること。

(3) 事業計画書に沿った留学生会館の管理を安定して行う能力を有していること。

3 市長は、指定管理者を指定したときは、その旨を告示するものとする。指定管理者の指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

(平 17 条例 100・追加)

(指定管理者が行う管理の基準)

第 20 条 指定管理者は、留学生会館の管理を行うに当たっては、この条例及びこの条例に基づく規則の規定に従わなければならない。

(平 17 条例 100・追加)

(指定管理者が行う業務の範囲)

第 21 条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

(1) 留学生会館の事業の実施に関すること。

(2) 留学生会館の使用の許可（交流施設の使用に係るものに限る。）に関すること。

(3) 留学生会館への入館の制限に関すること。

(4) 留学生会館の特別設備の設置の許可に関すること。

(5) 留学生会館の施設及び設備の維持管理に関すること。

(6) その他市長が定める業務

(平 17 条例 100・追加)

(委任規定)

第 22 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(平 17 条例 100・旧第 19 条繰下)

附 則

1 この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日前においても、市長は、第 6 条第 1 項の許可に係る必要な手続を行うことができる。

附 則（平成 17 年 3 月 30 日条例第 17 号）

1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例の施行の日前に許可のあった広島市留学生会館の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成 17 年 7 月 8 日条例第 100 号）

- 1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第 18 条に規定する指定管理者の指定に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則（平成 26 年 2 月 28 日条例第 1 号 抄）

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 次に掲げる使用料、手数料等については、なお従前の例による。
 - (1) 及び(2) 略
 - (3) 施行日前に許可のあった広島市留学生会館、広島平和記念資料館、広島市男女共同参画推進センター、広島市湯来農村環境改善センター、地域交流センター、公民館、広島市青少年センター、少年自然の家及び広島市グリーンスポーツセンターの使用に係る使用料

附 則（平成 31 年 3 月 15 日条例第 8 号 抄）

- 1 この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 次に掲げる使用料、手数料等については、なお従前の例による。
 - (1) 及び(2) 略
 - (3) 施行日前に許可のあった広島市留学生会館、広島平和記念資料館、広島市男女共同参画推進センター、広島市湯来農村環境改善センター、地域交流センター、公民館、広島市青少年センター及び少年自然の家の使用に係る使用料

別表（第 9 条関係）

（平 17 条例 17・平 26 条例 1・平 31 条例 8・一部改正）

(1) 居住施設

ア 施設

区分	単位	使用料の額
単身者用居室	1 室 1 月につき	円 26,000
家族用居室	1 室 1 月につき	36,000

備考

- 1 電力、ガス、水道又は下水道を使用する場合は、市長の定める額を加算した額とする。
- 2 「1 月」とは、月の初日から末日までをいう。
- 3 月の初日以外の日から使用する場合又は月の末日以外の日まで使用する場合における当該月の使用料は、当該月の日数を基礎として日割により計算する。

イ 附属設備 市長の定める額

(2) 交流施設

ア 施設

(ア) ホール、研修室及び調理室

区分		使用料の額	
		3 時間まで	3 時間を超える 1 時間までごとに
ホール		円 10,940	円 3,640
研修室	1 室を使用する場合	1,400	460
	2 室を一室として使用する場合	2,800	920

	3 室を一室として使用する場合	4,200	1,380
調理室		1,400	460

(イ) 駐車場（身体障害者用駐車場を除く。） 1 台につき 30 分までごとに 150 円
イ 附属設備 市長の定める額

○広島市留学生会館条例施行規則

平成 12 年 9 月 28 日

規則第 107 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島市留学生会館条例（平成 12 年広島市条例第 63 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(休館日及び開館時間)

第 2 条 広島市留学生会館（以下「留学生会館」という。）（居住施設を除く。）の休館日及び開館時間は、次のとおりとする。ただし、都合により休館日又は開館時間を変更することがある。

(1) 休館日

ア 月曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）。ただし、当該休日が月曜日に当たるときは、その直後の休日でない日

ウ 8 月 6 日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

(2) 開館時間

ア 日曜日 午前 9 時から午後 5 時まで

イ 火曜日から土曜日まで 午前 9 時から午後 9 時まで

2 条例第 18 条第 1 項の規定により留学生会館の管理を同項の指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせる場合においては、当該指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、前項に規定する休館日に開館し、又は同項に規定する開館時間を延長することができる。

(平 17 規則 179・一部改正)

(使用許可の手続)

第 3 条 条例第 6 条第 1 項の規定により使用許可を受けようとする者は、所定の申請書を市長に提出しなければならない。

2 居住施設に係る使用許可の申請は、居住施設を使用する者の募集があった場合において、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間にしなければならない。

(1) 定期募集（4 月 1 日からの使用に係る募集で市長の定める期間に行うものをいう。）

に応じ申請する場合 市長の定める期間

(2) 随時募集（定期募集以外の募集をいう。）に応じ申請する場合 募集を開始した日から申請に係る使用を開始する日の 10 日前まで

3 居住施設に係る条例第 6 条第 1 項の規定による変更の許可の申請は、変更に係る日の 10 日前までにしなければならない。

4 交流施設に係る使用許可の申請は、申請に係る使用日の 3 か月前（条例第 1 条の目的以外の目的に使用する場合にあつては、1 か月前）から使用を開始する時までになければならない。ただし、市長において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

5 居住施設に係る使用許可の申請に当たっては、市長に対し、申請に係る使用を開始する日の前日までに第 1 号及び第 2 号に掲げる書類を提示し、並びに第 3 号から第 5 号までに掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 在留カード、後日在留カードを交付する旨の記載を受けた旅券又は住民票の写し

(2) 申請に係る使用を開始する日において申請者が通学する予定の条例第 5 条第 1 号の大学又は専修学校（以下「大学等」という。）の学生証、入学試験合格通知書又は入学許可書

(3) 所定の推薦書又は所定の申出書

(4) 所定の誓約書

(5) 家族用居室の使用に係る申請者にあつては、住民票の写し（世帯構成員全員の氏名及び世帯主との続柄の記載のあるものに限る。）

6 前項の規定により入学試験合格通知書又は入学許可書を提示した者にあつては申請に

係る使用を開始する日から 15 日以内に申請者が通学する大学等の学生証又は在学証明書を提示し、所定の申出書を提出した者にあつては申請に係る使用を開始する日から 15 日以内に所定の推薦書を提出しなければならない。

7 市長は、条例第 6 条第 1 項の規定により許可をしたときは、所定の許可書を申請者に交付する。

8 条例第 18 条第 1 項の規定により留学生会館の管理を指定管理者に行わせる場合における、交流施設の使用に係る第 1 項、第 4 項及び前項の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(平 13 規則 49・平 17 規則 179・平 24 規則 4・一部改正)

(使用許可を要する施設等)

第 4 条 条例第 6 条第 1 項の使用について許可を要する施設及び附属設備は、施設にあつては居室、ホール、研修室及び調理室とし、附属設備にあつては別表に掲げる附属設備とする。

2 条例第 6 条第 1 項の専用して使用する者に限り許可を要する施設は、交流ラウンジとする。

(平 17 規則 179・一部改正)

(使用期間)

第 5 条 条例第 7 条第 2 項第 1 号の市長の定める期間は、2 年とする。

(使用料の返還理由及び返還額)

第 6 条 交流施設の使用料について条例第 11 条ただし書に規定する市長において特別の理由があると認めるときとは、次の各号のいずれかに該当する場合をいい、この場合においては、当該各号に掲げる額を返還するものとする。

(1) 条例第 6 条第 1 項の許可を受けた者の責めに帰することができない理由により使用することができない場合 全額

(2) 使用日の 1 週間前までに使用の取消し又は変更を申し出た場合 全額

(3) 使用日の前日までに使用の取消し又は変更を申し出た場合 半額

(指定管理者の指定に係る申請書の提出等)

第 7 条 条例第 19 条第 1 項の規定による提出は、市長が定める期間に所定の申請書によりしなければならない。

2 条例第 19 条第 1 項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 収支予算書

(2) 定款その他これに準ずるもの

(3) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書

(4) 決算その他の経営状況に関する書類

(5) その他市長が必要と認める書類

(平 17 規則 179・追加、平 20 規則 104・平 25 規則 84・一部改正)

(附属設備の使用料の額)

第 8 条 条例別表の(2)のイの市長の定める額は、別表のとおりとする。

(平 17 規則 179・旧第 7 条繰下・一部改正)

附 則

1 この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 条例附則第 2 項の規定により条例の施行の日前に行う条例第 6 条第 1 項の許可に係る手続は、第 3 条第 1 項及び第 2 項の規定の例により行うものとする。

附 則 (平成 13 年 3 月 30 日規則第 49 号)

この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 17 年 9 月 29 日規則第 179 号)

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 20 年 11 月 27 日規則第 104 号 抄)

この規則は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 29 日規則第 4 号）

- 1 この規則は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。
- 2 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成 21 年法律第 79 号）第 4 条の規定による廃止前の外国人登録法（昭和 27 年法律第 125 号）に規定する外国人登録証明書の所持人の在留期間が満了する日（この規則の施行の日に 16 歳に満たない者にあつては、在留期間が満了する日又は 16 歳の誕生日のいずれか早い日）までの間は、当該外国人登録証明書は、改正後の第 3 条第 5 項第 1 号の規定の適用については、同号に掲げる在留カードとみなす。

附 則（平成 25 年 7 月 25 日規則第 84 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 26 年 2 月 28 日規則第 2 号 抄）

- 1 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 次に掲げる使用料及び手数料については、なお従前の例による。
 - (1) この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に許可のあった広島市留学生会館、広島平和記念資料館、広島市男女共同参画推進センター、広島市と畜場、保健センター及び広島市青少年センターの使用に係る使用料

附 則（平成 31 年 3 月 15 日規則第 8 号）

- 1 この規則は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に許可のあった広島市留学生会館及び広島平和記念資料館の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

別表（第 4 条、第 8 条関係）

（平 17 規則 179・平 26 規則 2・平 31 規則 8・一部改正）

(1) 居住施設

品名	単位	使用料の額
ガス調理器	ガス消費量 40 リットルまでごとに	7 円

(2) 交流施設

品名	単位	使用料の額		摘要
		3 時間まで	3 時間を超える 1 時間までごとに	
ビデオレコーダー	1 式につき	円 640	円 210	
カセットデッキ	1 式につき	300	100	
プレーヤー	1 式につき	300	100	
電源装置	1 キロワット までごとに	250	90	持込電気器具の 定格消費電力に つき算定する。

広島市留学生会館の設備内容

設備機器分類	機 器 名		備 考	設置場所	
電気設備					
受変電設備	高圧ガス開閉器	1台	7. 2KV 300A	3階外庭	
	断路器	1台	7. 2KV 200A	3階外庭	
	真空遮断機	1台	7. 2KV 200A 12. 5KA	3階外庭	
	変圧器	3台	単相 150KVA 6. 6KV／210V	3階外庭	
	変圧器	2台	三相 150KVA 6. 6KV／211V	3階外庭	
	開閉器	7台	7. 2KV 200A 電力ヒューズ×3	3階外庭	
	進相コンデンサー	2台	6. 6KV 53. 2Kvar	3階外庭	
	受配電盤	8面		3階外庭	
	電灯、動力設備	分電盤	7面	動力系統	館内全体
		分電盤	15面	電灯系統	館内全体
電話交換機設備	電子交換機	1台	蓄積プログラム制御方式(局線20回線)	1階管理人室	
	電話機	100台	アナログ電話機	館内全体	
		18台	デジタル電話機	館内全体	
避雷設備		1式		屋上棟上	
制御設備					
中央監視設備	三菱B/NET		管理点数300点		
	集中自動検針システム	1台	照明制御含む	1階管理人室	
防災設備					
屋内消火栓設備	屋内消火栓ポンプ	1台	300ℓ／min 85maq	1階機械室	
	スプリンクラーポンプ	1台	1, 080ℓ／min 96maq	1階機械室	
	消火水槽	1台	24. 4m ³ (有効)	地下式(1階機械室)	
	消火用充水槽	1台	100ℓ(有効)	P1階EPS, PS	
自動火災報知設備	GR型複合受信機	1台		1階管理人室	
非常放送設備					
誘導灯	避難口誘導灯	3台	誘導音 点滅形	1、2階	
	避難口誘導灯	41台	電子式	館内全体	
機械設備					
空調関連	空冷ヒートポンプエアコン	13台		交流施設区域	
	全熱交換器	23台		交流施設区域	
	スポットクーラー	6台		厨房、調理室	
	ルームエアコン	100台		居住施設	
	排気ファン	4台		交流施設	
	給気ファン	1台		厨房	
	換気ファン	18台		交流施設	
	換気ファン	106台		居住施設	

設備機器分類	機 器 名	備 考	設置場所
給排水衛生関連	受水槽	1台 15m ³ (有効)	3階屋外
	高置水槽	1台 4m ³ (有効)	屋上
	揚水ポンプ	2台 多段渦巻 200/min	3階屋外
	電器温水器	2台 貯湯型 20ℓ	1、2階給湯室
	電器温水器	1台 15Kw	1階仮眠室
	ガス湯沸器	1台 96,000Kcal/h 屋外設置	3階屋外
	給湯熱源機	1台 親機 79,000Kcal/h×1台 子機 79,000Kcal/h×5台	屋上
	加圧シスタンク	1台 100ℓ 2ℓ/min	3階機械室
	給湯循環ポンプ	1台 90ℓ×3/min	屋上
昇降設備	エレベーター	1基 13人乗 日立製作所	
音響・映像設備	音響卓	1台 VOSS 12chミキサー Victor ダブルカセットデッキ Victor CDプレーヤー Victor ワイヤレスチューナー VOSS デジタルリバーブ	ホール
	音響卓	1台 VOSS 12chミキサー Victor ダブルカセットデッキ Victor CDプレーヤー Victor ワイヤレスチューナー VOSS 2chパワーアンプ VOSS モノラルパワーアンプ	研修室
	映像卓	1台 マルチシグナルスイッチャー Victor ビデオカセットレコーダー エルモ スライドTVコンバーター	ホール
	アンプ架	1台 VOSS 2chパワーアンプ VOSS モノラルパワーアンプ VOSS グラフィックイコライザー	ホール倉庫
	スピーカー(壁掛)	2台 98dB/W	ホール
	スピーカー(移動型)	2台 98dB/W	ホール倉庫
	スピーカー(天井吊)	2台 98dB/W	研修室
	スピーカー(天井埋込)	5台 フルレンジ 91dB/W	ホール
	スピーカー(天井埋込)	3台 フルレンジ 91dB/W	研修室
	プロジェクター	1台 エプソン EB-1720	事務室保管
	プロジェクター	1台 エプソン EB-2042	事務室保管
	デジタルビューア	1台 130万画素	ホール音響倉庫
	スクリーン	1面 常設	ホール
	スクリーン	1面 常設	研修室
	マイクロフォン	3本 ワイヤレス ハンド型	事務室保管
		2本 ワイヤレス ピン型	事務室保管
		5本 ダイナミック型	事務室保管
	システムアンプリファイア	2台 ビクター	研修室
	ビデオカセットレコーダー	1台 aiwa MX-100	ホール倉庫
	テレビ	1台 Panasonic TH-32D10	研修室
	ビデオ、ミニDVプレーヤー	1台 Victor HR-DVS2	研修室
	ビデオ、DVDプレーヤー	1台 DXアンテナ DXR150W	研修室
照明設備	スポットライト	8灯 ハロゲン300W	ホール

設備機器分類	名 称	備 考	数 量
樹木等			
高木	ドイツウヒ	公園樹 幹周30cm～60cm	1本
	ケヤキ	公園樹 幹周30cm～60cm	9本
	イロハモミジ	公園樹 幹周30cm未満	4本
中木	サザンカ	円筒 H=100cm～200cm	9本
	ヒイラギモクセイ	円筒 H=100cm～200cm	2本
	キンモクセイ	円筒 H=100cm～200cm	1本
	ハナミズキ	円筒 H=100cm～200cm	2本
	ニシキギ	円筒 H=100cm～200cm	2本
低木	ヒイラギナンテン	公園樹 低木寄植	25.0㎡
	ヒペリカム・カリシナム	公園樹 低木寄植	13.4㎡
	フィリフィラオーレア	公園樹 低木寄植	2.0㎡
	ハイバクシン	公園樹 低木寄植	10.6㎡
低木寄植	フィリヤブラン	公園樹 低木寄植	39.3㎡
	ヘデラヘリックス(A)	公園樹 低木寄植	24.0㎡